

平成21年度 第5期東京地方労働審議会 第1回家内労働部会

議事録

1 日 時 平成22年2月16日（火）10時00分～11時25分

2 場 所 九段第3合同庁舎13階 東京労働局賃金相談室

3 出席者

(1) 家内労働部会委員

公益代表委員：小井・有治委員、白石 多賀子委員、谷内 篤博委員

家内労働者代表委員：小島 弘行委員、佐藤 直哉委員、村上 稔委員

委託者代表委員：石井 敏雄委員、樋渡 智子委員

(2) 東京労働局

引地 睦夫労働基準部長、田谷 信介賃金課長、

武笠 重信主任賃金指導官、芦澤 忠昭賃金課長補佐ほか

4 議 事

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 東京における家内労働の概況と対策について

(3) 東京都電気機械器具製造業最低工賃について

課長補佐

定刻になりましたので、第5期東京地方労働審議会第1回家内労働部会を開催させていただきます。

今回臨時委員となられた委員の方には、遅くなりましたけれども、東京労働局長の辞令を机の上に置かせていただいております。

また、東京地方労働審議会会長から指名された委員については、本日「第5期東京地方労働審議会家内労働部会委員名簿」を机の上に置かせていただきました。恐縮ではございますが誤字等がありましたら事務局の方へお申し出をいただきたいと思っております。

(誤字等なし)

課長補佐

よろしいでしょうか。

はじめに、委員の出欠状況を報告させていただきます。第1回の部会ですので、委員のご紹介をしながら出欠状況の報告をさせていただきますと思っております。

公益を代表する委員は、小井・委員、白石委員、谷内委員でございます。

家内労働者を代表する委員は、小島委員、佐藤委員、村上委員でございます。

委託者を代表する委員は、石井委員、樋渡委員でございます。もう1名中島委員はご都合により欠席をされております。

以上のとおり、9名の委員のうち8名の方がご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項に定める定足数を満たしていることをご報告いたします。

賃金課長

本日は第1回家内労働部会でございます。部会長・部会長代理が選出されるまでの間、私ども事務局の方で司会進行を務めさせていただきます。私は賃金課長の田谷と申します。

それでは事務局を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

それでは、審議に先立ちまして労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

労働基準部長

(労働基準部長挨拶)

賃金課長

それでは次第に従いまして、議事(1)の「部会長及び部会長代

理の選出」に入りたいと思います。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」となっております。また、部会長代理は部会長が指名することとなっておりますが、従来から公益代表委員の間で互選していただき、家内労働者代表委員、委託者代表委員双方から承認をいただくという形で取り計らってまいりました。

今回もこのような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

賃金課長

それでは、この本会議に先立ちまして、公益代表者委員による会議が行われました。そこで部会長候補の互選、そしてその候補が部会長として決定した場合の部会長代理の指名がなされております。その点につきまして白石委員より報告をお願いいたします。

白石委員

公益代表委員の間で互選した結果について、ご報告申し上げます。部会長には小井・委員を推挙いたします。また、小井・委員が部会長に選出された場合には、部会長代理には谷内委員を指名する予定です。よろしくをお願いいたします。

賃金課長

ただいま白石委員から部会長候補の報告がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

賃金課長

「異議なし」ということですので、部会長は小井・委員、部会長代理は谷内委員と決定させていただきます。

ここで、部会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

部会長

(部会長挨拶)

本日の会議の内容は、まず、東京労働局の家内労働の概況と施策について、行政側から説明を受けることといたします。これについて各委員からご意見などを出していただき、今後の行政運営の参考にしていただくということ、それから、東京都電気機械器具製造業最低工賃改正に係る行政の判断について、報告を受けるということになっております。

この説明を受けて、熱心な皆様方のご議論とともに、円滑な審議にご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

賃金課長 それでは以後の議事進行につきましては、部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

部 会 長 それでは引き続き議事を進めさせていただきます。
本日の会議では、「東京における家内労働の概況と対策について」及び「東京都電気機械器具製造業最低工賃について」などが議題として予定されております。

はじめに、本日の会議は、東京地方労働審議会運営規程第5条第1項を準用し公開の審議となっておりますが、傍聴希望者の募集に対し、応募はなかったということでございます。

議事録は会議終了後事務局で取りまとめ、各側委員に署名をお願いすることになっております。そこで、公益は私小井・が、家内労働者側は小島委員に、委託者側は石井委員に、それぞれお願いいたします。

なお、議事録につきましても、公開することとなっております。

それでは議事（2）の「東京における家内労働の概況と対策について」事務局から説明をお願いしたいと思います。

課長補佐 （資料No.2「最低工賃新設・改定計画」、No.5「東京の家内労働の概況」について説明）

部 会 長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かご質問・ご意見がございましたらどうぞ。

佐藤委員 家内労働者数と委託者の数についてですが、おそらく東京労働局管内の労働基準監督署がつかんでいるところの積み上げでこういう数字が出されてきているのだらうと思うのですが、先般、本省の方にお伺いいたしましたところ、従前やっていた家内労働者に対する実態調査をここ数年来やられていないという状況があります。そういった点ではきちっとした委託者なり家内労働者の数は、率直に、つかめていないのではないかと思います。

たとえば54頁の3つの最低工賃が決定されているところについて見ると、私の出身の革靴製造業の部分では、適用委託者は148とされています。しかし東京で最大の経営者メーカーの協同組合である東都組合でもだいたい140～50社ありますし、それ以外に相当数のいわゆるアウトサイダーといわれる委託者がいます。そう

いった点ではこの148という数字だけ取っても、実態に極めて合わないと言わざるを得ないと思います。

さらに、東京都が家内労働者の仕事の情報を提供するという一方で、巡回相談などをやっていますが、東京都でつかんでいる訪問先としてのメーカーでもだいたい150前後あると聞いていますから、そういった点でも不十分ではないかと思えます。

62頁にある安全衛生指導員の指導結果で見ても、いわゆる委託者なり家内労働者の数をつかむ上で、委託状況届の違反というのが大半を占めているわけです。実際56件指導したところの33件がそういう数字になっているわけですから、そういった点でも数をそれぞれつかむ上では不十分だろうと思えます。

本省でも今後、家内労働者の実態把握については「検討したい」と言っていました。引き続き家内労働者の数あるいは委託者の数などの実態について、もう少し正確な数を含めた状況を把握できるようなご努力を是非お願いをしたいと思っておりますので、是非その点をよろしくお願ひしたいと思えます。

賃金課長

佐藤委員のご指摘は、まことにごもっともなところがございまして、私どもの数字でどのくらい正確につかんでいるのかと申し上げますと、残念ながら正確に「このような数字で間違いはない」と言えないところが苦しいところです。それにつきまして本省の指示も受けながら数字を出しており、先ほど補佐から申し上げた数字についても、ある部分推計をしているところがございまして。

現実に我々が実行できる範囲となりますと、最低工賃が対象になるところについては実態調査として、これまでに積み重なっているデータを基に文書で通信調査をしたり、回答が来ないところについては今回行いましたように電話で確認をとったりということで積み上げていっております。

今後工夫を凝らして、できるだけ正確な数字をつかんでいくように努めていきたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思えます。

小島委員

私は今回初めて委員になりましたので教えていただきたいのですが、63頁の「家内労働者の特殊健康診断実施状況」で健康診断費用が一部有料化になったということですが、幾らの部分で幾ら有料化になったのか教えていただけますか。

あと、有料化になって希望者が段々少なくなり廃止になったということで、21年度中に家内労働者健康相談事業実施ということで、直近で実施されたという報告があったのですが、この事業内容につ

いて具体的にどのような事業をされたのでしょうか。

賃金課長

これは、家内労働者の方に集まっていただいて、主には医師と個別に面談して相談していただくといった形になります。

家内労働者の方がそれぞれどこに住んでいるのかとか、あるいは連絡して集まってくれるのか、ということで結構難しいものがあり、東京ではなかなか実施できていませんでした。

この相談のためだけに「ここへ来てください」と言ってもなかなかうまく集まらないという実態がありましたので、今年度は佐藤委員のところに協力をいただきまして、靴工組合で集会をやるところに靴関係の家内労働者にお集まりいただき、お休みの日でしたが私どもが行きまして、産業医で地域産業保健センターに勤めていらっしゃる医師にも来ていただき、そこで健康相談を受けてもらいました。

今回は併せて、生活習慣病と、靴の関係については有機溶剤を使いますのでそれについての健康上の問題等として1時間程講演をしていただき、それを聞いた後で相談を受けていただいたということでした。当初「個別の相談はないのでは」と心配でしたが、幸い何人かの方が相談に見え、アンケートの中でも「やってよかった」と回答いただいております。

小島委員

実際に何名くらいの方が受けられたのですか。

賃金課長

講演自体については25人くらいでした。相談を受けられたのは4～5人だったと思います。

小島委員

なかなか家内労働者の方々には、健康診断も受けられない実態だと思うので、せつかく事業を開設されたのですから、こちらで待っているだけではなく、働きかけをして年々相談者を増やしていくということが必要だと思います。よろしくお願いします。

賃金課長

先ほどのご質問についてですが、平成17年に実施した内容ですが、家内労働者に健診費用の3割を負担していただくということで、健診費用は当時の単価で3,550円でしたので3割の1,065円を負担していただき、その残りの部分の補助をしたということでした。この時の希望者は1名であったと記録があります。

部会長

有料になるとやはり減りますかね。

賃金課長

もう一つ、東京都で無料で健康診断を実施しているということで、

そちらの方で多く受診されているのだらうと思われます。

佐藤委員

東京都の「家内労働対策事業」の中で「有機溶剤の健康診断事業」というものを無料でやっていたものですから、それがだいたい年間、多いときで800名くらい受けていました。それは随分大きかったです。

ただ、その当時は東京都が一般健診とセットで丸々無料でやっていたのですが、今は東京都単独での健診がなくなって全部区市町村に下ろされ、有機溶剤部門だけ東京都が一定額取って補助することになっています。健診はそれぞれの町のお医者さんが行っていますので、そこへ用紙を持って行くと有機溶剤の部分だけ東京都の補助で受診できるということで、それはそれで今、受診していらっしゃる方も結構いらっしゃいます。

石井委員

ご説明いただきました資料の62頁で、佐藤委員の質問と少しかぶるかも知れませんが、安全衛生指導員7名がご活躍ということですが、その安全指導員の経歴といえますか、どういう方がそういう職に就いて活動されているのでしょうか。

実施件数が92件で、そのうち移転・廃止等が36ということですが、委託者はどういう形で選ばれているのでしょうか

92件の内、移転・廃止が36で、それを除いて56件指導といえますか、監督したということで、その内34名が「問題有り」ということで指導を受けられています。家内労働手帳を交付していないのが14件、あるいは委託状況届が出されていないのが33件ということなのですが、局としても相当周知啓発でご努力いただいていると思うのですが、この辺の数字というのは「知っていたけれども怠っていた」のか、あるいは「全く知らなかった」のか、その辺の状況というものはつかんでいるのでしょうか。

課長補佐

まず「どのような方に指導員になっていただくのか」ということですが、各管轄の7つの監督署から適当な方を推薦していただくという形をとっており、家内労働に明るい方になっていただいていると思います。その地域の関係する団体に所属する方であったり、社会保険労務士であったりということで、ある程度事業主あるいは委託者と関わりのある方々に指導員になっていただいております。

それから二点目の「92件の対象をどのように選定するのか」ということですが、一応私どもの方で把握している名簿があり、それに基づいて指導に行ってくださいようにお話しをしております。

ただ、その把握している名簿は各年やっております実態調査に基

づいた名簿なのですが、やはりこういう景況ですので、実際にはなくなっていたりというところが出てきており、そういうご報告を指導員さんから受けてまた再度、名簿の整理をさせていただいているという状況です。

それと「これだけの指導の件数があるので、周知等していたのかどうか」ということですが、周知としては東京労働局のホームページに、家内労働に関しての項目を設けて周知をさせていただいておりますし、各最低工賃についても改正の都度リーフレットを作成して委託者団体・その他の関係団体へ配布をさせていただくというような形でも周知をしておりますが、そういうことをご覧にならずに、ご存知ないという方もいらっしゃるようなので、周知の方も今後工夫してやっていかなければいけないと思っております。

石井委員 なかなかいろいろな状態があつて、周知をしても、実際は相手側の問題もあつて難しいのは理解できることなのですが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

部 会 長 53頁の「家内労働の概況」を見て気がついたのでありますが、毎回委託者と労働者が一定数減つており、特に15年度から16年度にかけて激減しているようです。委託者が2,300から1,800、労働者は19,000が15,000とすごい減りとなっています。それ以降も減つてはいるのですが、こんな大きな減りは15から16年度だけです。

家内労働者が減るのは、仕事が減るからと思ひのですが、委託者が減つてゐるのは仕事がなくなること、あるいは高齢で後継者がいないということがあつたのでしょうか。石井委員と樋渡委員に教えていただきたいのですが。

樋渡委員 国内でやる仕事が外に出ていってしまうということですかね。

部 会 長 それは相当ありますね。

石井委員 内製化といいますか、外に内職で出してゐたものを、仕事量全体が減つてゐますので、出さなくても中で対応してしまうとか。

部 会 長 跡継ぎがないということはないですか。

石井委員 後継者不足と後継者絡みで廃業ということはある得ますね。

部会長 それは、そんなに大きくはないんですか。

石井委員 全体的に小規模零細ですから、やはり休廃業といたしますか、その割合は高いと思います。

部会長 経営者の年齢調査というのはやっていないでしょうね。

課長補佐 そこまでは行っていません。

樋渡委員 今の部会長のお話にも関係あるのですが、家内労働の方がやる仕事そのものの工程は変わらないのでしょうか。

少しずつ変わって行って、今までやっていた仕事がなくなってしまうとか、機械に代ってしまうとか、そういうことはあるのでしょうか。要するにこの家内労働といわれている仕事そのものが固定化してしまうといったような。

佐藤委員 私は革靴しか知りませんが、革靴で言いますと基本の工程は変わっていません。皮を裁断して、それを縫い合わせて、底を付けるという工程自身は変わっていませんが、ただ、最低工賃で決められている規格工程という細かいものがありますが、当然靴の場合でも、今は相当付加価値を付けてやらないと売れないものですから、あの規格工程というのは、もうほとんどありません。

靴でいえば靴の原形たる、紳士靴でいえば紐靴の冠婚葬祭で履くような靴がありますが、ああいうようなものを作るような工程になっていますので、それだけでは売れません。特に婦人物なんかはそういう代表例で、様々なリボンを付けたりとか複雑にしたりとか、東京でいえば「神戸物」と言われるような量産するようなものではなくて、ロットを小さくして売価を上げてということによって生き延びるという形でやっていますので、そういう点では実際上作っている現場のものと最低工賃の規格工程では、ずいぶんかけ離れたものになっているように思います。

靴の場合には一部機械化が導入されている部分もありますけれども、基本は職人・家内労働者がやっている工程は変わっていません。

ただ、私が見る限りでも電気機械などを見ますといわゆるはんだ付けみたいのがあったりで、今はんだ付けをやっている人はおそらくいないのではないかと思います、そういう変化というのは多々あると思います。

部会長 他によろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは引き続きまして議事(3)の「東京都電気機械器具製造業最低工賃について」に関して事務局からご説明いただきたいと思います。

賃金課長

はじめに、東京地方労働審議会の下におかれている部会のうち、家内労働関係の部会について、初めての委員の方もいらっしゃいますので、説明をさせていただきます。資料19頁をご覧ください。

このように、家内労働に係る部会としましては、この家内労働部会と最低工賃専門部会というものがございます。最低工賃専門部会は、地方労働審議会が労働局長から最低工賃の決定あるいは改正の決定をすることについて調査審議を求められた場合について設置することになっておりまして、具体的な最低工賃の額をご審議いただくこととなっております。

これに対して、この家内労働部会については常設の部会でございます。最低工賃専門部会に係る事項以外の家内労働に関する事項について審議いただくこととなっております。

次に最低工賃の改正手続きについてご説明いたします。

最低工賃の改正等につきましては、家内労働者若しくは委託者からの申出を受けて、東京の場合は東京労働局長が審議会に意見を求め決定する場合がございます。それと、労働局長が改正等の必要を認めるとき労働局長の判断により審議会の意見を聞いて決定する場合と二つがございます。

今日議題となっております「東京都電気機械器具製造業最低工賃」につきましては、現在、関係委託者、家内労働者からの改正の申出はございません。

したがって、改正するという事になれば労働局長が必要と認めた場合に改正審議をすることになりますが、まず、関係者から改正の申し出がない場合に最低工賃がどのように扱われているかについてご説明申し上げますと、厚生労働省では、先ほど補佐の方からも説明がありましたが、昭和58年から「最低工賃新設・改正計画」を策定しておりまして、現在は平成19年度から21年度までの第9次3カ年計画に基づいて改正を進めております。

当局におきましても3カ年計画により、19年度は革靴製造業、20年度は婦人既製洋服製造業の改正を行っております。今年度は電気機械器具製造業について改正が計画されておりました。しかしながら、詳細は後ほど申し上げますが、本日の議題でございますよう

に「東京都電気機械器具製造業最低工賃」については、今回、改正を見送りにせざるを得ないと考えております。

この「東京都電気機械器具製造業」の業種の範囲についてですが、日本標準産業分類が変更されたことから現在の「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」を含むものとなっております。

先ほど説明いたしました、労働局長が改正の決定について地方労働審議会に調査審議をお願いした場合には、新たに地方労働審議会が「最低工賃専門部会」を設置することになりますが、ただいま申し上げましたとおり、今日は、最低工賃の具体的な審議ではなくて、家内労働に係る施策の一環としての「東京都電気機械器具製造業最低工賃」の取り扱いで、「見送り」ということについての内容をご説明をさせていただくことになっております。

見送りをした理由でございますが、まず第一番目には、この非常に厳しい景気の状態がございます。私どもが申し上げるまでもなく、各先生方ご存知のとおり非常に急激な後退が続いておまして、若干明るい資料もいくつか見ておりますが、まだ先が必ずしも見えない状況であると思っております。

経済関係の指標それから統計的なものについては、資料3の中にくっつか用意しております。

その中で物価について申しますと、前回改正時と比較した場合に全国の国内企業物価指数は、平成20年半ば過ぎまでは上向きの傾向が見られたもののその後下落しております。

東京及び全国の消費者物価指数も概ね横ばいの状態で、特に東京都区部においては、資料の28頁にあるように、21年後半から前回改正時の水準を下回っている状況です。

次に資料24頁で、東京都の電気機械器具製造業の景況について全数調査である平成20年と17年の工業統計調査から見ますと、事業所数あるいは従業者数とも約6%ぐらい減少しています。また、出荷額で16%、付加価値額で40%の大幅な減少をしております。

東京での製造業自体が一貫して減少しているということなのですが、昨今の景気低迷の影響等は非常に大きなものになっているのではないかと考えられます。

これらにつきましては製造業全体に通じるところだと思っておりますが、生産拠点が中国や東南アジア各国に移っております。さらに電気機械器具製造業においては、技術革新による部品の小型化や生産工程の変化等により、多くは機械化されているもの、それから機械化できない部分についても多くの労働集約的な内容のものにつきましては海外に移転している形で、現在設定しております「電気機械器具

「製造業最低工賃」の仕事につきましても非常に限定的なものがあるということで、調査の中でもこれらの該当する産業については非常に少なくなっているというのが実態でございます。

今回、改正をどうするかということにつきまして、通常は「改正をお願いします」ということで、工賃部会にかけて調査をするということになります。状況が非常に厳しいということなので、あらかじめ実態調査をした上でその実態を踏まえて決定をすべきであろうということで調査を先行して行いました。それが資料 No. 4 でございます。

その結果の概略を申し上げますと、委託者数、家内労働者数とも大きく減少しております。資料でいうと21頁です。このように20年から21年に減っております。委託者数でいうと40、家内労働者数440ということで、先ほど課長補佐から説明した数字と少し違っていますが、それは前回、改正時のものということと、あるいは4月の段階で追求したものととの差ということで、今回調査したものについては私どもがつかんでいる、委託をしていると思われるところ全てに通知してそこから回答をいただいた。回答のないところについては電話を架けて回答いただいたということで、この数字についてはかなり現在私どもでできるほとんどもリミットに近い調査数であろうということで、非常に減っているといったことがございました。

その調査の内容の中で、実際に委託を行っている委託者のうち7割を超える委託者が、3年前と比べて委託量を減らしており、家内労働の仕事自体が非常に減少している状況でございます。また工賃単価につきましても、8割強が3年前と比べて変わっていない、仕事内容についてもほとんど変わっていないとの回答が大半を占めております。

また委託者、家内労働者いずれの回答からも、電気機械器具製造業において家内労働の仕事自体が相当減少しており、早期回復もなかなか困難な状況にあると思われるということが分かりました。

以上の点から、今回様々な状況がございますが、引上げ改正を審議していただく状況にはないかと判断した次第でございます。また調査内容の詳細について不明な点がございましたら、この後ご質問いただければと思います。

なお近県の状況ですが、神奈川、埼玉でも今年度改正を計画しておりましたが、同じように「見送る」とのことで承知しております。

本日の家内労働部会で、東京労働局長が、東京都電気機械器具製造業最低工賃について、今年度の最低工賃の改正諮問を見送りとするということについて、以上の点を踏まえましてご了承いただければ

と考えているところです。

部会長

わかりました。

実態調査等のご説明を受けて、今回、東京労働局長は東京都電気機械器具製造業最低工賃について、今年度の最低工賃の改正を見送るとするというご提案とご説明がありました。ご質問やご意見があればお伺いしたいと思います。

村上委員

私は電機連合ということで、今日、初めてこの部会に参加させていただきました。

初めてなので間違っているかも知れませんが、まず調査票を見ますと、委託者の調査結果で、「工賃単価」は下げたという人が「0」で、受けている人の方が「1人」減ったという人がおり、そのパイが違うというのか、具体的に言いますと39頁の第3表②「工賃単価の変化」で「下げた」が委託者の方は「0」ということですが、45頁の家内労働者の調査結果で第5表②「工賃単価の変化」で「減った」という人が「1」になっており、これについてご説明をお願いします。

電気製造業ではありませんが、私の友人の奥さんも工賃が下がったということで、家内労働者というのは、やはり弱い立場にあります。単価が下がっても仕事が欲しいので言えないという立場にあるのだろうと思います。

また委託している方も、委託者が直接商品化しているところと、どこから受けているパターンがあります。受けているところも上から安くなっていて、その実態も見えるからやはり言えない。「仕方ないね」と言ってやらざるを得ない。納得はしていないけど理解してやっている実態があるといったような、そんな不平も聞きます。

そういったことから委託者というのか、その上の委託者というのですか、その実態というのにはここにはないと思います。直接的なところの調査しかしていませんので。そこはきちんと見ていかないと。その上のしわ寄せが一番下の委託者であり労働者の方へいつているのではないのかと思います。

そこまでここが効力あるのか分かりませんが、そういったところもある程度見ながら、実態がもし把握できるのならしていただいて、無理強いという言い方は失礼ですけれども、そういう好ましくない実態があるのであれば実態把握の後、指導ということも必要になるのではないのかと感じました。

全部調べたわけではありませんが、そういう声もありましたので、根本的にはそういったところの課題があるということです。

賃金課長

はい。調査の行い方、その内容については、今の村上委員の意見をこれから参考に取り入れて、良いものにしていきたいと思います。数字の齟齬について、説明をいたします。

家内労働係長

調査の実務は私がやりましたので私の方から説明いたします。

調査方法ですが、こちらでつかんでいる委託者が102事業所がありますので、ここに対して調査書を発送しました。その102の委託者にそれぞれ家内労働者が何人いるのかは全くわからないものですから、取りあえず「3名分を書いてほしい」とお願いしております。

委託者の方は住所・氏名がわかっておりますので、回答が出てこないところに対しては電話調査を全部行いましたが、家内労働者に関しては相手がわかりません。名前などを入れてもらっていませんので、純粹に郵便で届いた部分のみの集計になっております。

ですから委託者に関しては102件全部調査が終わって、その中で「廃止」も半分くらいあるのですが、ほぼ100%に近い調査ができておりますが、家内労働者に関しては38頁(2)にあるように、102事業所に対して3倍ですから調査件数としては306件。回収件数が31件とちょっと低いのですが、これをまとめたものですので、委託者の回答と家内労働者の回答が一致していないというところはあります。

賃金課長

委託者の方で下げたのが「0」なのに、家内労働者の方で工賃単価が下がったというのは、他の所から回ってきている仕事下がった、といったことが想像できます。

樋渡委員

委託者としてはその会社の中で書けるのですが、個人にこの調査票が届いたときには、書くこと自体が、もしかしたら大変なのかもしれないと思います。

例えば35頁は家内労働者がお書きになるわけですが、性別とかA・B・Cぐらいまでは書けると思いますが、「何日間仕事をしましたか」、「1日何時間仕事をしましたか」というのは結局遡って調べたり、「あなたが仕事をする上での必要経費」といった質問もあり、こういうことは結構答えるのが大変という気がします。

本当は戸別訪問をして調査員と一緒に書いてあげるとかしないと、なかなか306件送っても31件しか返ってこなかったというのは、そういうところにもあるのではという気がします。多分こういうことに慣れていないのしょうから。

部会長 調査に協力すると、何かポイントがもらえるといったことがあればいいのですが。

村上委員のおっしゃっていた、委託者の上に委託者がいるかいないかという問題は非常に大きな問題だと思います。連合なり電気さんで要するに公正取引ということで、情報はないでしょうか。

村上委員 通常私どもの連合では、会社組織ですとそういった「下請けいじめはだめ」といったことできちんとやっていますが、ここまで本当にどう及ぶかという実態としてはわかっていません。

委託者でも直接商品化して自分が事業主でやっているところと、やはり上から、上から、上からと。現場では実態が見えるので、委託者も苦しんでいるのが見えるといった状態です。

佐藤委員 今回は諮問見送りということで、様々な調査等も今言われたようなことも含めてやられていますが、労働者の立場からすると積極的には賛成できないというのが率直にあります。

全体的な経済状況が厳しいというのは皆さん承知をしているわけで、ただ、全ての労働者に適用される最低賃金は様々な労使の考え方があっても引き上げる努力をしてきている部分もありますから、先ほど村上委員が言われたように家内労働者の場合は、私どものところは若干組織をしている部分がありますが、ほとんど未組織の状況で、いわゆる委託者との関係でいえば対等な立場になかなか立てないということで、工賃を上げる上ではやはり最低工賃が唯一のものだと思います。

今回は安易に見送りという形にしていないということは十分承知をしているわけですが、先般本省で訊いたところ、全国的に半数以上が諮問見送りという形になっているという状況もありますので、今後の改正に向けては可能な限り、とにかく俎上には載せて、いったん労使が議論をしていくという姿勢が必要ではないかなと思いますので、その辺のことを含めて今後慎重に検討していただければと思いますので、その点よろしく願いいたします。

部会長 大変貴重なご意見をありがとうございました。

石井委員 実態調査の中で委託者と家内労働者からの意見が出されています。41頁・42頁にコメントが紹介されているのですが、そういったところを見ましても、今回、確かに佐藤委員のおっしゃることもわかるのですが、諮問見送りにせざるを得ないというその判断は、や

はり妥当なところだと思います。

少し戻って申し訳ないのですが、私が聞きもらったのかも知りませんが、実態調査のご説明の中で、委託者調査の調査件数が「102」となっていますが、推移の方を見ますと21年度は「40」となっており、その辺の数字についてと、「306」がどういう根拠かなと思いましたが、それは「102」の委託者で家内労働者3名ということで「306」なんだなということは理解できたのですが、「廃止」とか「業種該当」「最低工賃該当」となっており、下の方の注意書きにそれぞれ記載されていますけれど、もう少し具体的に中身をご説明いただければありがたいのですが。

家内労働係長

調査をしたのが102件ということで、38頁の表ですが、横に見ていただくと形になりますが、郵送不能8件、応答がなかったところが12件、回収できたところが82件という内訳になっております。

82件の内、「業種が違う」、「もう家内労働をやっていない」とか「事業所はもう営業していない」というようなものが「廃止等」になっておりまして43件です。ですから実際に家内労働をやっているのが39件です。この39件が委託者の件数になればいいのですが、実際の委託者は40ということで報告しています。

実は39から1件マイナスして、2件プラスしてあります。マイナス1というのは39件の中で東京の家内労働者を全く使っていないという事業所が1件あり、それをマイナス1にしました。

プラス2というのは、調査の中の一事業所で、調査中に社長が海外出張しているということで回答を得られませんでしたでしたが家内労働はやっていますということでしたので、その部分は回答をもらえませんでしたでしたがプラス1としてあります。

もう一つが、委託状況届が新しく出てきた事業所がありましたのでプラス1としてあります。

その結果「委託事業所は40」という結論を出しました。

その40委託事業所から回答をもらった家内労働者の人数というのがありますので、それがここに載っている「家内労働者の人数」ということになっております。

102件というのはあくまでも調査対象事業所であって、これがイコール委託事業所ということではありません。

佐藤委員

そうすると53頁にあるのは平成21年10月1日で、「電気機械器具製造業」の委託者は30となっていますが、必然的にここは40に増えるということですか。

家内労働係長　　これは、上の「電子部品・デバイス製造業」と下の「情報通信機械器具製造業」を含めて40ということです。

佐藤委員　　それでぴったり40になるんですね。

石井委員　　委託者の地域分布というのは、三多摩地区とか墨田区とか葛飾区に点在しているのでしょうか。

家内労働係長　　三多摩とか、大田区など城南の方に多いようです。

賃金課長　　この102という数字は、委託状況届などで私どもがつかんでいるデーターとして残っているものに、廃止したものを削ったりした件数です。

漏れている可能性があるとする、新たに電気機械器具製造業をやるようになって、委託をするようになったところは、委託状況届を出さなくてはいけないということを知らない可能性がかなり高く、出していないところは、漏れているかも知れません。

ですが、新たにこれから仕事を始めて内職に出すところは非常に少ないのではないかなと思っておりますので、数字としては現在私どもが把握できる、精度が高いというのも変ですが、これ以上なかなか把握できないといった、そういう数字でつかんでいますので、かなり正確なものと考えております。

白石委員　　今こういう状況下ですので、見送りはしかたないと思いますが、これは11月までの調査ということで、その後のことは、村上委員にお聞きした方がいいと思うのですが、やはりこの分野の状況としてどうなのでしょう。普通の企業でも去年の10月、11月というのは結構厳しかったという状況があるのですが、年を開けてどうなのでしょう。教えていただけないでしょうか。

村上委員　　第3四半期でいいますと電機産業は良くなっているかと思えます。ただ電機全体としては、私は最低賃金の委員もやっているのですが、全体的な話で言いますと、人のスキルのアンマッチと言いますか、そういうものがありまして、ソフトサービス関係のソフトを開発するとか運営するといった人は、本当に今でも足りません。そういう実態にあります。

ところが、半導体の製造などでは、その業種にもよりますが、半導体というのは言い方が悪いですが博打みたいなもので、グッと儲

かるときとグッと下がるときがあります。半導体といっても本当に特化されたものとはん用的なものがあり、はん用的なものは価格で海外に勝てません。ですからもっと特化してやっていくことが必要ですが、ところがそういう技術がどんどん流出していきます。

研究開発でどんどん企業が技術者に投資してやるものが、「人が盗まれる」という言い方はおかしいですが、今の日本の電機産業の技術者の賃金はそんなに安いわけではないです。それで雇用はしていますが、そういった技術者の人たちが、やはりどこかでそういう技術が海外に流出しているといったことがあります。ですから本当に特化して難しいものを作っているにもかかわらず、はん用部品ではなくても、すぐに追いつかれてしまうといった実態にあります。

ですから、自分たちがやっている仕事で、半導体でいえばメガとかギガとかいう単位であるわけですが、今日1万円していたものが二年後には50円とか百円とかになってしまい、自分たちの労働価値が二十分の一とかすぐに下がってしまう。そういったものが半導体などのものづくりの部分ではあります。

ソフトサービスとかシステムエンジニアのシステム作りにはそういう実態はありません。人が知恵を出してオーダーメイドでお客様のものを組んでくるといったものです。ただ、それだって今、海外からそういった技術者というのはほとんど来ていません。来てもうまく活用できていない。それからアウトソーシングでソフトをインドとかに出すのですが、ビジネスとして展開できているかといえばそこもまだない実態にあります。これもいずれにしろ、もっともっと技術というものがソフトの世界にも集約されてくると、今の、人が足りないと言っているのもどうなるのかはまだわかりません。難しいですね。

部会長

個人的なことを言っただけだけれど、私は1970年から2年ニューデリーにあり、帰ってきて2～3年後にソウルに4年近くいました。この二つの国が日本のライバルになるとは思いませんでした。韓国のサムスン財閥のイ・ビョン Cholさんが、私がいたときに三星電子を作ったんですが、それがまさか今や。

村上委員

一社で日本の電機産業より利益を上げていますね。

部会長

苦しいですね。最近、ヤマダ電機さんなどが非常に力をお持ちになって、価格決定者になっているようですね。

村上委員

そうですね。

部会長 我々が「安いもの、安いもの」という傾向になってしまっているから仕方がないですね。

村上委員 食べ物もそうだと思います。本当の安全というものを確保をするのであれば、やはり一定の価格というものが必要なのでしょうか。

電機製品もそうですけれど、電機製品の場合は家電が燃えたとか、そういうことは別として、命にすぐ関わらないですが、食品なんかはそういった部分があると思います。

液晶のパネルでも難しいんです。日本のシャープの亀山モデルは皆さんもご存知だと思いますが、あれはやはりブランドなんです。あそこのは大きくても歪みがなくて本当にきれいに映っているんです。黒も影がきちっと映っているんです。ところが韓国だとか中国だとか台湾の安いパネルというのは、人の見る中心はきちっとしていますが、角の方は歪んでいたりと、黒がべったりだとか、だから安くできるんです。でも、日本の技術というのはどんどんそこをやっており、きれいにするのですが、製品になったときに価格で、みんな「そこまで必要ないよね。安い方がいいや。」といったことで、日本の技術が本当に生きているのかといえは苦しいところです。

樋渡委員 私たちは、そこまで考えて選んでいないような気がします。

村上委員 そうでしょうね。

レコード盤もそうです。CDになって、CDからスーパーオーディオCDといってもっといいものがあるのですが、でも私たちの耳では普通のCDで十分なんです。ざらつかないし雑音も出ないので。日本は本当に技術をもっているんですが、その技術がビジネスとして活かされていないので、勿体ないというところがあります。ニーズと合っていないんです。

樋渡委員 そういった違いをPRした方がいいような気がします。

石井委員 日本の仕様が世界標準化して、一つのスタンダードなものになればいいんですけどね。

村上委員 1インチ1万円だったものが今ヤマダ電機に行けば幾らでしょうか、20インチ3万円だとか、それぐらいですよ。

石井委員 価格破壊ですね。

村上委員 同じラインで同じ人間が仕事しているのに、一年後、二年後には十分の一、五分の一に自分たちの労働価値が下がってしまっているといった、製品の部分ではそうですよ。

部会長 今朝のテレビでも、マスクもいろいろな問題があると言っていました。粗悪品が流行っているといったような。

話を元に戻しますが、行政側から「電気機械器具製造業最低工賃改正諮問を見送る」というご説明がありましたが、報告を受けたということで結論を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長 それでは議事(4)の「その他」ですが事務局から何かご説明がございますか。あるいは委員の皆さんからご意見・ご発言はあるでしょうか。

主任賃金指導官 それでは事務局から報告させていただきます。

家内労働部会委員の任期のことでございますけれど、昨年11月1日付けで2年の任期ということでご就任いただいております。今のところ、次回の部会開催は未定でございますけれども、また審議をお願いすることもあるかと思っておりますので、そのときにはよろしくお願いいたします。以上でございます。

労働基準部長 いろいろなご意見を、労使・公益の先生を含めて、大変幅広いお話をいただいて、最低賃金の話、最低工賃の話、いろいろ参考になりました。引き続き家内労働者の労働条件確保ということで、いろいろご意見をいただいたことを踏まえまして進めてまいりますので、また引き続きご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

部会長 本日の審議はこれで終わります。
特に何かございますか。

(特になし)

部会長 それでは、ありがとうございました。